## 犬猫等販売業者

- ◆ 第一種動物取扱業者のうち、犬及び猫の販売をする者(犬猫等販売業者)は、第一種動物取扱業の登録にあたり、①犬及び猫の繁殖を行うかどうか、②犬猫等健康安全計画の提出が義務付けられます。
  ※既に動物取扱業の登録を受けている方は、登録している都道府県等に、①、②について平成25年11月30日までに届け出る必要があります。
- 生後56日(平成28年8月31日までは45日、それ以降別に法律に定めるまでの間は49日)を経過しない犬及び猫の販売又は販売のための引渡し・展示は禁止されます。

